

中労委、昭50不再15、昭50. 9. 17

命 令 書

再審査申立人 墨田三愛学園

再審査被申立人 東京都保育所労働組合

主 文

本件再審査申立てを棄却する。

理 由

当委員会の認定した事実及び判断は、本件初審命令理由第1認定した事実及び第2判断と同一であるので、これをここに引用する。

以上のとおり、本件再審査申立てには理由がない。

よって、労働組合法第25条、同第27条、及び労働委員会規則第55条を適用して主文のとおり命令する。

昭和50年9月17日

中央労働委員会

会長 平 田 富太郎